

もくろん

水蓮

第86号

2016年12月22日

◆ 発行 ◆

名古屋労災職業病研究会

名古屋市昭和区山手通 5-33-1 杉浦医院 4階

TEL&FAX : 052-837-7420

e-mail : roushokuken@be.to

<http://nagoya-rosai.com/>



名古屋地裁に向かう原告の宇田川かほるさんと支援者の皆さん
11月16日 名古屋地方裁判所前（関連記事P2）

86号目次

- ☆ 宇田川さんの教員アスベスト被害訴訟
名古屋地裁が石綿労災否定の不当判決 P2
- ★ 浜松市で初のアスベスト被害相談会を開催 定年退職後、同じ会社に再
雇用された中皮腫患者の労災給付額の問題も明るみに P3
- ☆ 日本のアスベスト問題の原点・泉南で全国労働安全衛生センター連絡会
議の総会を開催 P4~P6
- ★ ニチアスから羽島工場近隣住民被害について救済金支払い拒否の回答
が届きました P6~P8
- ☆ 石綿救済法見直し議論が終了 被害実態調査の必要性を提言
P8~P9
- ★ 労働保険再審査請求・審理に初出席して P9~P12
- ☆ ……今やるべき事は、今やるべきである…… P12~P13
- ★ 事務局からのお知らせ P13~P14

☆宇田川さんの教員アスベスト被害訴訟

名古屋地裁が石綿労災否定の不当判決



愛知淑徳学園で中学・高校の国語教師だった宇田川暁さん（さとるさん、当時64歳）が中皮腫と肺がんで死亡したのは、学校でのアスベストばく露が原因だったとして、妻の宇田川かほるさんが労災を認めなかった国の処分の取り消しを求めた訴訟で、名古屋地方裁判所（寺本昌広裁判長）は11月16日、石綿労災を認めない不当判決を言い渡しました。判決が言い渡された後、傍聴席からは怒声が飛び、原告席のかほるさんは口を覆い嗚咽していました。

本訴訟は2011年7月15日に提訴され、同年9月21日の第1回口頭弁論から本年6月27日の結審までに29回の審理が行われました。裁判の中で原告の宇田川かほるさんと代理人弁護士は、暁さんは学園内の施設に有った吹き付けアスベストや、生徒の増加に合わせて行われていた学園校舎・施設の増改築工事での石綿含有建材の加工等により、アスベスト粉じんが飛散していた環境で教員として仕事をしている時にアスベストにばく露したと主張してきましたが、今回の判決で裁判所が暁さんのアスベストばく露期間と認定したのは昭和38年4月から11月まで、8か月間の中学校舎新築工事期間にとどまりました。中学校舎新築工事は昭和37年の7月に始まりましたが、昭和38年4月から暁さんが担任した2年5組のクラスルームがこの工事中の校舎の2階に有ったのと、教員室や調整室も1階に配置されていたことから暁さんの行動範囲がこの新築中学校舎内で、なおかつ、新築工事中の中学校舎の床の一部に石綿含有建材が使用されていたことから、裁判所は暁さんが工事中に石綿含有建材から飛散したアスベストにばく露した可能性があることを認めました。しかし、中皮腫の労災認定基準の認定要件「石綿ばく露作業の従事期間が1年以上あること」には該当しないと結論付け、かほるさんの請求を棄却しました。

かほるさんは控訴審を闘う決意を固めており、先日、多くのアスベスト訴訟の経験があるアスベスト訴訟関西弁護団の位田浩先生、村上昌弘先生、竹藪豊先生に控訴審を担当していただくことを依頼いたしました。皆さまの熱烈なご支援をお願い申し上げます。

（事務局 成田 博厚）



★浜松市で初のアスベスト被害相談会を開催

定年退職後、同じ会社に再雇用された中皮腫患者の労災給付額の問題も明るみに

10月29日（土）に中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会としては初めて、浜松市でアスベスト被害相談会・ホットラインを浜松科学館で行い、15人もの相談者が相談に訪れた他、相談会前日までに13件の電話相談を受けることが出来ました。今回の相談会には昔石綿を吸い込む環境におり、健康診断で胸膜プラークを指摘され不安になり来場された方々の他、4人の中皮腫の患者さんとそのご家族や1人の中皮腫患者のご遺族も相談に訪れました。相談員は神奈川支部の鈴木さん、関西支部の酒井さん、東海支部の筆者が務めました。

胸膜中皮腫で療養中の男性はお連れ合い、娘さんと共に会場を訪れました。40年以上、電気工事会社で現場監督等の仕事に従事し、2013年10月に定年退職した後も正社員だった頃より低い給料で同じ会社に再雇用され働いていました。今年1月に中皮腫を発症し、9月に労災認定されたものの、再雇用後の低い平均賃金に基づいて労災保険の休業補償の支給額が決定されてしまいました。男性は、「正社員だった頃は、吹付け石綿のある現場等で作業をしなければならない時もあり石綿にばく露する機会がありました。再雇用後は事務所で仕事が主になり、点検の為に立ち入る現場も新築物件ばかりで石綿にばく露する機会が無かったにもかかわらず、正社員時代の平均賃金でなく、再雇用後の低い平均賃金に基づいて労災の休業補償の支給額が決めるのは納得出来ない」と考えているということでした。

労働保険審査会は今年7月、石綿製品の製造を過去にしていた工場を定年退職した男性が、同じ工場で契約社員として働いていた2013年に中皮腫を発症した事案における労災の休業補償支給額を、石綿にばく露していた正社員時代の平均賃金に基づいて決定するよう命じる裁決をしました。この裁決があったので、後日、男性の労災認定をした名古屋西労働基準監督署を筆者が訪れ、男性の正社員時代の平均賃金に基づいて労災の休業補償の支給をするよう求めましたが、副所長からは、「本人の正社員時代と再雇用後の仕事の内容が同じという聴取書があるので決定を取り消すことは出来ない。審査請求をして欲しい」という回答しか得ることが出来ませんでした。愛知労働局にも同じ要請をしましたが、労働局の監察官の回答は労働基準監督署と同じでしたので、男性の申し立て書や代理人意見書等を作成し12月中旬に審査請求をしました。この浜松の男性以外、同じようなケースが岐阜県でもあり、今後は国会議員を通じて厚生労働本省にも働きかけを行いたいと考えています。

（事務局 成田 博厚）



浜松科学館に展示されているロボット



☆日本のアスベスト問題の原点・泉南で

全国労働安全衛生センター連絡会議の総会を開催



11月19日から11月20日にかけて労職研や全国の安全センターが加入する全国労働安全衛生センター連絡会議の総会が大阪府の泉南で開催されました。1日目に日本のアスベスト問題の原点である泉南地域を巡るスタディーツアーと泉南のアスベスト被害者や家族を交えての学習会が行われ、2日目に職業がん・化学物質による健康被害の報告、福島原発における被ばく労働問題や軽度外傷性脳損傷の労災認定等に関する問題提起、第27回総会が行われました。本稿では1日目のスタディーツアーと学習会について報告します。

泉南地域（現在の泉南市・阪南市）の石綿産業の歴史は1907年（明治40年）にニチアスの創業者の一人である栄屋誠貴が泉南郡北信達村（現在の泉南市信達牧野）に石綿紡績工場を建設したのが始まりでした。その後この地域の石綿産業は、大正、昭和と日本の第2次世界大戦敗戦まで軍需産業に支えられて発展し、戦後は造船、自動車、冷暖房用器具等への石綿製品の需要が高まり活況期を迎えました。高度成長期には一貫工場（原料処理から糸・布帛（ふはく）までを工場内で完遂するもの）だけで50社あり、下請けや内職規模の小規模作業所まで含めると200以上の石綿工場が泉南地域で操業していました。1970年代から徐々に石綿工場は減少していき、2005年に泉南地域の石綿工場は無くなりました。

スタディーツアーの参加者は19日の13時に南海電鉄・泉佐野駅前に集合した後、2台のマイクロバスに分乗し、「泉南地域の石綿被害と市民の会」の林治さんの案内で泉南石綿の碑、光陽株式会社廃工場、男里川河川敷周辺の廃石綿工場を訪ねた後、宿舎のマリンロッジ海風館のホールで学習会を行いました。



泉南石綿の碑

最初に泉南石綿の碑を訪れました。泉南石綿の碑はかつて「いしわた村」と呼ばれ、石綿工場が集中立地していた泉南市信達牧野の地に2015年4月に建立されました。建立の目的は2006年5月の提訴から8年半に及んだ大阪・泉南アスベスト国家賠償訴訟の勝利記念と無言無念のうちに逝った沢山のアスベスト被害者達の鎮魂、そして全ての石綿禍の根絶を訴え続けることでした。碑の横にある民家もかつては石綿工場だったということでした。大阪・泉南アスベスト

国賠訴訟とは、泉南市と阪南市のアスベスト工場で働いた元従業員やその家族、工場周辺に居住していた住民ならびに工場に出入りしていた運送業者の従業員がアスベスト関連疾患を発症した責任が国にあるとして損害賠償を求めた事件で、2014年10月9日に最高裁が国の責任を認める判決を言い渡しました。

二番目に泉南市立信達（しんだち）中学校を訪ね



かつて「いしわた村」と呼ばれていた信達牧野の通り

ました。校庭のネット越しにかつて操業していた光陽株式会社
の石綿工場跡を見る事が出来るからです。光陽の石綿工場は
1930年から1999年まで操業し、中学校のグラウンドに石綿
を飛散させていました。信達中学の卒業生、大阪アスベスト
弁護団の半田みどり弁護士も私達に同行してくれましたが、
3歳から泉南で育ち中学だけでなく、幼稚園の裏にも石綿
工場があったというお話しを聞き衝撃を受けました。

三番目に泉南市を流れる男里川（おのさとがわ）沿いに
残る三球石綿、三井石綿、内田石綿等の石綿工場跡を訪ね
ました。驚いたのは、今は操業していない石綿工場建屋の
窓越しに放置された石綿が見えた事でした。1980年代から
泉南地域の石綿業者は減少していきましたが、工場で使用
されていた石綿紡織の機械の多くは韓国に売られていった
ということでした。

ツアーを終え、宿舎のマリンロッジ海風館で学習会が
行われました。最初に半田みどり弁護士が泉南地域の石綿
産業の歴史と被害の実態についてお話しして下さいまし
た。印象に残ったのは終戦の8か月前に女子挺身隊として
石綿工場で働いた事が原因で肺がんを発症した女性や、子
供の頃、石綿工場のグラウンドで遊び大人になってから中
皮腫を発症した男性等、大阪・泉南アスベスト国賠訴訟
でも救済されない方々のお話しでした。



信達中学



信達中学のネット越しに見える
光陽（株）の石綿工場跡



梶本政治さんが診療所に
掲げた「石綿肺研究会」
の看板を持つ息子の梶本
逸雄さん

半田弁護士の次に、50年前から泉南で石綿が危険だと訴
え、1994年に80歳で亡くなった故梶本政治医師のご子
息の梶本逸雄さんが父親の思い出をお話して下さいまし
た。政治さんは大正2年に堺市に生まれました。軍隊に2回
取られ、復員後は大阪大学医学部で肺結核の化学療法の研
究に没頭していましたが、アメリカでストレプトマイシン
が発見され、40歳で泉南に診療所を開業しました。戦争に
負け、結核の療法についてもアメリカに先越され「2回ア
メリカに負けた」と生前、政治さんは言っていたそうで
す。学者肌だったので開業するまでは家に一銭も入れな
かったそうで、奥さんが内職をしていたということでした
。開業後はスーパーカブにまたがり往診専門で地域を回
り石綿肺の患者さんの診療に当たりながら石綿工場の巡
回もしました。工場に行くたびに「石綿は危ない」と従
業員達に言い続け、経営者達に集じん機の設置を迫り、
石綿の危険性を告発するガリ版刷りを毎日のように作り
市役所等に配り続けていました。石綿工場の経営者に「
石綿きちがい」と呼び捨てにされていたということでは
したが、政治さんは40年間警告を発し続けました。

最後に大阪・泉南アスベスト訴訟の原告と関係者6人と
大阪アスベスト訴訟弁護団の伊藤明子弁護士により8年
半におよんだ裁判と運動についての座談会が行われ、壮
絶な運動について振り返りました。大阪地裁で勝ったに
もかかわらず大阪高裁で敗訴した1陣訴訟の後に

大阪地裁、大阪高裁で勝訴した2陣訴訟の存在がなければ最高裁での逆転勝利が困難だったことが改めて分かりました。

(事務局 成田 博厚)



三球石綿工場跡



内田石綿工場跡



廃石綿工場の内部



廃石綿工場の窓から見える放置された石綿

★ニチアスから羽島工場近隣住民被害について

救済金支払い拒否の回答が届きました

ニチアス羽島工場に近接する場所に居住し、アスベスト関連疾患の中皮腫や肺がんを発症し亡くなったにもかかわらず、ニチアスから救済金の支払いを拒否された2人の被害者、田中和夫さん（中皮腫で平成20年8月27日に死亡。享年62歳）と小森瀧三郎さん（肺がん平成26年11月2日に死亡。享年77歳）の遺族、林三統さんや小川真澄さんら羽島市の地域住民、中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会の古川和子会長、宇田川かほるさんらで9月26日、ニチアス羽島工場に石綿を飛散させていた企業として責任ある、誠意ある対応をするよう求める要請書を提出しましたが、この要請書に対して10月3日付けでニ

チアスの顧問弁護士から回答が届きましたので報告します。

田中和夫さんは昭和34年から昭和38年まで、中学2年生から4年間、羽島工場から150mの所に居住したことが原因で中皮腫を発症し、小森瀧三郎さんは昭和31年から昭和41年まで、高卒後10年間、羽島工場の真横で生糸を生産していた南濃紡績(株)で働き羽島工場からのアスベストにばく露し肺がんを発症しました。二人は国の石綿健康被害救済法による認定を受けています。

ニチアスは石綿製品を製造していた同社工場近隣における昭和46年以前の1年以上の居住の事実や石綿の職業ばく露が無い事等を同社工場近隣被害者への救済金支払要件としています。今回ニチアスより届いた回答は、田中和夫さんについては、「(羽島工場近隣に)1年以上の居住歴があると認めるに足る的確な証拠がなく、支払い要件を満たさないものと判断する」とし、小森瀧三郎さんについては、小森さんがニチアス退職後の一時期、7年間程住宅の水道工事会社を営したこと「職業上、石綿含有製品の取扱いをされた可能性がある」とし、二人とも救済金の支払要件を満たしていないので支払いを拒否するというものでした。

田中和夫さんについては、羽島市立竹鼻中学校在学中より最初の就職先のガソリンスタンドに自宅から通っていた2年間の居住を証明する羽島市の住民票や、卒業した竹鼻中学校の担任や同級生達による「確かに在学していました」という証明が就学旅行の写真等とともに残っており、これらの資料はニチアスにも提出してあるのですが、ニチアスは田中和夫さんの居住歴を認めようとはせず不誠実な対応に終始しています。また、小森瀧三郎に関しては水道工事会社を営んでいた時に石綿含有製品を取扱い、石綿にばく露したと主張していますが、そもそもニチアス自体でその事をきちんと調査したことはありませんし、筆者による関係者への聞き取り調査においても石綿ばく露の事実は確認できませんでした。水道工事会社の従業員や関係者が一人も生存していないからです。そもそも、ニチアスは小森さんよりも南濃紡績在籍年数の短い3人の元南濃紡績従業員の被害者に救済金の支払いを行っていることから、ニチアスの小森さんに対する態度は不公平ですし、不当だと言う事が出来ます。

小森瀧三郎さん以外のニチアスから救済金を受けた南濃紡績の被災者

性別 現在年齢	死亡年月日 死亡時年齢	傷病名	南濃紡績在籍期間
男	平成20年1月10日 65歳	中皮腫	昭和36年10月～ 昭和41年11月
女	平成22年8月 75歳	中皮腫	昭和33年4月～ 昭和40年10月
女 74歳	存命	肺がん	昭和32年4月～ 昭和40年10月

11月16日、ニチアスからの回答についての記者会見を羽島市民会館で行いました。出席した田中和夫さんのお連れ合いの田中美智子さんは「ニチアスから何度も求められて沢山の書類を提出しましたが居住歴を認めてもらえません。夫が竹鼻に住んでいたのに、住んでいなかったような気がして残念です」と記者団に話し、小森瀧三郎さんのお連れ合いの小森百合さんは「南濃紡績に10年おってもニチアスは認めてくれ



羽島市民会館での記者会見

ません。情けなくしょうがないです。もう少し考えて欲しい」と記者団に話しました。

この問題については二チアスとの直接交渉の機会を得ることがとても重要ですので、粘り強く活動をしていこうと考えています。

(事務局 成田 博厚)

☆石綿救済法見直し議論が終了

被害実態調査の必要性を提言

2005年のクボタショックを受けて、2006年3月に施行された「石綿健康被害救済法」(以下、救済法)の理念は、「すき間のない救済」でした。

クボタショックが起こった当時、労災制度によってアスベスト被害者への最低限度の給付体制は整備されていましたが、工場周辺に居住していただけで被害を受けた方、建設業の一人親方で労災特別加入をしていない被害者、労災請求をせず死亡後5年が経過して時効となっていた遺族などが多くいることがわかりました。このような被害者を、どのように救済していくのかという中で整備されたのが救済法でした。

しかし、法案段階から労災制度との給付格差が顕著であり、「同じアスベスト被害者なのに、給付に差がつけられるのはおかしい」という声があり、いまだに絶えることがありません。2008年と2011年に法改正がされましたが、上記のような給付内容の見直しは図られることはありませんでした。

そのような中、2016年4月から中央環境審議会に石綿健康被害救済小委員会を設置して見直しの議論が開始されました。患者と家族の会の古川和子さんが委員として参画しましたが、アスベスト問題では初めて当事者自身が自分たちの問題の公的議論に参加できるようになった初めてのことでした。4月以降、議論が重ねられましたが、患者と家族の会では給付内容の改善、肺がんの認定に際してはばく露歴を判定基準に加えることを柱に求めていきました。

議論は9月2日に開催の第5回委員会で、「石綿健康被害救済制度の施行状況及び今後の方向性について(案)」(以下、報告書案)が示され、内容について各委員から意見が出された上でおおむね了承され、委員会としては終了となりました。

委員会の議論では、給付の改善がただちに必要との考えには至りませんでした。当会としては、繰り返し古川委員を通じて意見を出し、また第1回の委員会では3名の会員が意見陳述をしてきました。法学を専門とする他の委員からも強く制度改善を求める意見も出ましたが、財源拠出者である経済団体から制度の安定的運用などの意見も出され、給付内容の改善に関して意見一致ができませんでした。しかし、患者・家族が置かれている実態について必ずしも十分に把握できていないとして、介護等の実態調査をしていくべきとされました。肺がんの判定基準についても、労災制度では考慮されている「ばく露歴」を判定に加えることについて知見が十分に得られていないということで採用すべきとの結論にはなりませんでした。

これらのほかに、中皮腫と診断された患者に対して療養や制度に関する総合的な支援体制を確立するために、さまざまな関係者の協力を得て、医療機関リストを作成するなど情報提供の仕組みを整えていく必要性、患者や健康不安者に対して適切な保健指導を実施していくためにマニュアルの作成や、研修会の充実を図っていくべきだと提言されています。

給付水準についてはすでに触れたように、実態調査をしていくこととなります。どのような実態調査をしていくべきなのか、これに限らずですが、私たちも今後ますます積極的な提言をしていく責任があります。報告書案では「おわりに」という項目で以下の付言がされています。「（報告書案で提示した）方向性に沿って必要な調査や措置が可及的速やかに講じられ、5年以内に制度全体の施行状況の評価・検討を改めて行うことが必要である」。

この言い回しは、形式的に5年をめどに見直し作業をしていくという消極的なものではなく、いままぐの給付見直しではないですが、どちらかと言えば積極的な姿勢として今後の作業・見直しを進めていくと受け止めることもできます。救済法成立以前から求めている「労災並みの給付」が、引き続き私たちの変わらない共通の要求であり、具体的な施策の実現に向けて邁進していきます。

（中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会事務局 澤田 慎一郎）

★労働保険再審査請求・審理に初出席して



1) Jさん事案と審査請求に取り組むまで

事案当該となるJさん（ブラジル人男性・56歳）の奥様Fさんが、遠州労働者連帯ユニオンを訪ねていらしたのは2015年11月半ばのことだった。

Jさんは2014年10月10日、仕事である住宅塗装作業中に現場家屋2階屋根から滑落、治療・療養を続けていたが、2015年4月末に症状固定と診断され、同年11月初めに後遺障害等級8級との決定を受けた。

ご相談は、この8級との決定に不満があり、不服審査請求をしたいことと、会社を相手取って民事訴訟を立ち上げたいという事だった。

Jさんの怪我は、主だったものは右眼窩下骨折、右上腕遠位部骨折、左大腿高原骨折などなどで、右眼窩の治療は、腰骨を移植して行われた。右腕は肘辺りの骨が腕の外に飛び出すという重篤なもので、後にレントゲン写真を撮ったところ、骨は粉々になっていた。入院は4か月に及び、その後通院での治療とリハビリが行われてきたが、アルバイトとして雇用されていた株式会社S社（屋根工事及び住宅塗装事業）からは、入院当初に5千円の見舞金を渡されたきり音沙汰はなく、労災等の手続きも病院から教えてもらい、Fさんが行なって来た。

症状固定とは、これ以上治療を続けても効果はないとの診断であって、怪我を負う前の身体状況に復したということではないのは、皆さまにもお分かりいただけることと思う。Jさんは、右眼窩負傷のため視力が落ち、右眼で見るときはものが二重に見え、右腕は利き腕ながらほぼ使い物にならず、左脚は地につけて重みをかけられないと全身に支障が及ぶ状態で、また、受傷直後から末梢神経障害性疼痛・非がん性慢性疼痛を診断されていた。

筆者が詳しい事情をお聞きするためにご自宅を訪ねた時は、Jさんは横たえた体を起こすこともようやくという状況だった。また、全身に痛みを覚えるため眠ることもままならず、薬を服用すれば今度は副作用（めまい・ふらつき・頭痛・不快感・気持ちが悪い・不眠等々）に悩まされるという状態だった。移動には松葉づえを必要としていた。

これは、仕事ができるか否かということに焦点を合わせれば、後遺障害等級7級3でいう『…軽易な労務以外の労務に服することができないもの』以上の状態である。自ら事業を起こし頭脳のみ使うのでもなければ、こういう状態の人間を雇用しようという事業者が

あるだろうか。また、Jさんが日々業務を行える仕事があるだろうか。

「まだ50代半ばでもあり、働かなければ生活はできない。でも、今後、働けるとは到底考えられない。将来にわたりこのままで、改善見込みがないというのなら、後遺障害等級は一時金支給となる8級ではなく、年金支給の7級と判断されるべきではないだろうか。」というのが、奥様のFさんの考えだった。

2) 審査請求、再審査請求と審理

2016年1月、静岡労働局に審査請求した。2月中旬、審査請求却下との決定を得て、再審査請求に取り組むこととなった。

審査請求調査時の、保険審査官の示唆に基づいて再審査請求内容を構築しようと考えたものの、どう論じて行けばよいのか何とも見当がつかず、4月、名古屋労災職業病研究会・成田さんに相談させていただいた上で作成に臨んだ。請求の結論は、平たく言えば、“後遺障害等級8級との労働基準監督署長決定は間違っているので、取り消してください”ということだ。では、どこが間違っているのか。筆者の頭で見つけられたのは、労基署調査において、判断の要件中に神経系統の機能又は精神（疼痛等感覚障害～特殊な性状の疼痛など）があるのに、Jさんの末梢神経障害性疼痛をほぼピックアップしなかった…評価しなかった点だった。

4月末、どうにか保険審査会に再審査請求書を送付、程なく受理したとの通知が寄せられた。来る10月3日に審理が行われ、請求人及び請求代理人は出席して意見を述べることができるが、出席するか否かとの連絡・要請が保険審査会からあったのは8月23日と、それからほぼ4ヶ月後だった。

審理当日までに改めて意見書（審理1週間前までに提出）を会に出せること、審理当日に意見を述べられることを知り意見書を提出、審査請求・再審査請求書面、この間の資料を読み込んで当日の意見陳述に備えた。また、意見陳述は、原稿を用意し読み上げるといとの成田さんのアドバイスに従い、準備した。

3) 保険審査会審理へ

2016年10月3日、保険審査会が入っている東京・港区の労働会館へ出かけた。当該であるJさん、介護のための付添人としてFさんも出席する予定だったが、当日は雨が降ったり止んだり足場も悪く、天候が悪い時には体調が芳しくないJさんには遠出は辛く、断念して、やはりユニオン組合員であるもう一人の請求代理人K氏と筆者との2人のみの出席となった。

労働会館は芝プリンスホテルと増上寺が至近であり、JR浜松町駅からは増上寺の山門をくぐってたどり着くことになった。見た目には地味な建物で労働会館との表示は目につかず、入口を透かして見るとそこにはゲートめいたものがあって、入りにくいなと思ったのが第一印象だった。

審理は13時30分からと希望してあったが、12時50分には建物に入り、控室のある7階へ。控室には、展望のきく窓があり、ゆったりしたソファなどが備えられている広い部屋だった。前客が一人、ドア近くのソファに座っていた。

13時、控室で受付を済ませ、しばし待ったところ、13時20分、審査委員の用意ができたということで、職員の案内で8階の審理が行われる部屋へ上がった。

エレベーターを降りてすぐ左手の、大きな扉を開けて入った部屋には、既に審査長を始めけっこうな人数がいた。部屋の最奥には事務局席が並び、その前中央に審査長席、審査長席の前に速記者席。審査長席の左右に労働者側・使用者側審査員が並び、速記者左右に参与の席がしつらえられていた。（請求人・原処分庁の後ろにも席があったので、付添い人

などはここに座るのかも知れない。)向かい合って請求人(今回は請求代理人2人)と、原処分庁(浜松労基署)の席があった。総勢で20人近くもいたのだろうか?

始めに請求代理人氏名の名乗りを求められた。(原処分庁は何も求められなかった。)

審理は、請求代理人の意見陳述から開始。「どちらの方が発言されますか。」と聞かれ、筆者が手を挙げた。これまでに提出した意見などと内容が重ならないよう前もって求められていたのでとことわり、以前に提出した意見書では触れなかったことを述べた。

たとえば、労働能力が56%あるとの判定ではあっても、現実に仕事はできないし、応募できるような求人もないことなどのJさんや社会の現状についてである。また、原処分庁の、Jさんに対するプロフィール情報の間違い(Jさんの職業や住所、雇用者の住所、電話番号等について)が審査請求時に続いて今回も続いたことに抗議をした。(このようなことでは、原処分庁が請求人に対し公正な評価・判断をしたのかということにさえ疑念を抱かざるを得ないという言い方をした。)

原処分庁にも発言が求められ、原処分庁は、「すでに提出している(意見の)とおり、請求棄却を求めます。」と述べた。

その後、審査長から審査員などに対し質問が促された。

質問は2・3点。使用者側審査員(男性)からなされた。

- ①カウザルギー(末梢神経障害性疼痛)と言ってほしいのか。
- ②どこがカウザルギーだということか。
- ③眼に痛みがあったため、評価のための調査ができなかったことで、労基署が(等級)評価をしないという記載が意見書にあった。
- ④会社から補償はあったのか。
- ⑤裁判は考えているのか。

大体このような内容。

①については、原処分庁の評価内容に、神経症状に対してのものがなく、神経症状評価が機能障害のついでで評価されることは納得できないことなどを述べた。

②については、特に、重篤な怪我であった右肘についてと答えた。今思えば、この点はずっともっと強く訴えた方が良かったか。

③については、質問というよりは、『調査できなかったのに、等級判断をしないというのはおかしいのでは』という、筆者の抗議に同調してくれたような口ぶりの発言だった。

④の質問については、「事故直後に5千円の見舞金があったきり。」と回答した。

⑤については、「鋭意考えている。(裁判を)予定して進行中。」と回答。

裁判云々については、「労災で(賠償が)不足なところは裁判で獲得しなさいよ。」という意味が含まれていたのかしら、真っ正直に回答することはなかったのかしらと反省。

審理冒頭で、「8級という後遺障害は、大変なこと。」との審査長の同情的な発言があった。再審査請求・原処分庁の意見書記述の間違いについては、「これはひどい間違いなので、直させる。」という審査長発言があった。1回ならまだしも、2回、全く同じ間違いをするというのはいけない。しかも、前回審査請求時にそれを指摘しているのだから。最も、訂正されたところで裁決に影響するとは考えられないけれども。

他に質問はないかと審査長から審査員・参与たちへの確認があり、ないということで審理は終了した。

「結果は裁決書が送られる形となります。少し時間がかかります。」(審査長)

立ち上がり、ありがとうございましたと部屋を出るまで、この間25分もあったかなかったか。一応ひととおり審理内容が各審査員には読まれている前提とは言え、もう少し協

議・質問があってもいいのではと思えた。

K氏の感触では、審査員は筆者の意見陳述に耳を傾けていたと思うとの事。7月にやはり再審査請求審理を経験した知人の話では、審査員は請求人に意地悪な質問ばかりしたということだったので、少し構えていたが、そういう意味では確かに空気には終始同情的なものがあつたと感じた。しかし、それと結果とは別と、緒を締め直した。

4) 労働保険審査会審理・初出席を終えて

労働保険審査会・審理に初めて出席するも何も、労災申請もろくにこなしたことがなく、ましてや審査請求・再審査請求など、実は筆者、全部が初体験尽くしである。Fさんの話を聞いて、「経験がないです。」と正直に白状し、しかし、他に頼める所がないからとのFさんの泣き落とし(?)とユニオンの看板を掲げている立場上、止むなしと腹を決め、取り組んだという経緯である。筆者なりにベストは尽くしたと、そういう意味では達成感があるけれども、彼の場で手応えが感じられなかったこともあり、本来の目的のための作業が不足していたのではないかとの思いが未だまとわりついているというのも本音だ。労災など、こうした手続きをまた扱うことになったら、これまでの事例をもっと読み込んで請求書作成に当たりたいとも思ったことだった。どこかに、実際の請求書面を集めていて、読ませてくれるところはないでしょうか。次回の機会がいつとも知れないけれど。

つけ加えて要望をひとつ。これは厚生労働省に対して。

労働保険審査会・審理は、東京まで出かけなくとも、地方にいてのテレビ審理ということも行っている。最寄りの労働局で行われる。労働災害、特に身体障害を負った当該には、身体にも費用的にも負担がかからず参加できるのがありがたいのだが、今回、最寄りと案内されたのは愛知労働局(名古屋市)だった。浜松から名古屋へ出かけるならば、いっそ東京まで行くのとさして負担は変わらない。被害者を慮ったと思えるせつかくの制度、せめて1県に1ヶ所、開催場所を設置してほしいと切望したことだった。

さて、審理からちょうど2ヶ月ほどが過ぎた。裁決書が届くのは、まだもう少し先になるのだろう。「でも、ちょっとでも希望があれば。処分を取り消すという裁決が出る可能性があれば。」と、Fさんは手を合わせる。そういう結果が出たら出たで、昨年給付のあつた労災一時金は返還しなければならない。7級との変更決定が出て年金支給となったとしても、予想される支給額自体は、実はかなり低い。夫婦のみとはいえ、パートで暮らしを支えるFさんには、また苦労が発生してしまう。「それでも、先のことを考えたら年金になる方がいい。」とFさんは言う。

今年は温かさが続くせいで痛みも楽なのか、Jさんは以前より表情が明るくなった。新しい年を迎えるにあたり、Jさん、Fさんに展望が開く嬉しい知らせが届くよう祈らずにはいられない。

(遠州労働者連帯ユニオン 書記長 岡本 真弓)

☆・・・今やるべき事は、今やるべきである・・・

4年半前「中皮腫」の宣告をされ、手術と放射線治療を受けたが「成功しても3年生存率20%」と同意書にあり、3度目の正月は迎えられないかもと覚悟していた。だが今年も残り半月、20%の壁は乗り越えられて4度目の正月を迎えられそうだと安堵している。

死を覚悟したつもりだったが現実にはその恐怖で頭は錯乱し何も考えられなくなった。ただ茫然とする日々が続く。それでも時間の経過と共に錯乱の頭が少し落ち着きを取り戻してきた。すると、「死んでしまう前に、やっておかなければいけない」との思いが浮かんだ。と同時に、「もう死んでしまうのだから、やってもしょうがない」との反論も浮かんだ。

「やっておかなければいけない」、それは私の死後の事を妻と話し合っておく事。36年一緒に暮らしてきて、妻の考えなど大体わかっているつもりだったが、それでもいざ話し合ってみると分かっていなかった事がかなりあった。妻は明るく楽しい家庭を築きたいという思いから、我が儘な私の言動があった時でも反論することなくじっと我慢をしてきたと言った。今回私の死という究極的な状況の中での話し合いだから、心底にしまい込んでいた話を正直に打ち明けたとも言った。聞けば聞く程、我が家は妻の私への優しさのお陰で36年も続けてこられたのだと分かった。この期に及んでやっと分かるとは何とも情けない話である。

「やってもしょうがない」、それは私の健康に関する事。私は日頃から消化器系が弱い。特に胃腸は胸焼けや胃痛に悩まされ、25歳の時胃潰瘍の症状が悪化し2カ月入院した。仕事上のストレスが原因との診断だったが、それからは毎年胃カメラ検査を受け、結果薬漬けの生活が続いた。その後胆嚢に胆泥があると言われ、今では15mmの胆石が3個もある。人間ドックを受診する度に医師に胆嚢摘出手術を勧められ、五臓六腑はむやみに摘出などではいけないと根拠のない論理で拒んだが、その後肺の摘出手術を受けるとは皮肉な事だ。

又、宣告を受けた頃、虫歯があって治療する必要があったが、これも放置してしまった。運良く「3年生存率20%」を乗り越えられて4年経った今年、「やらなかった事」の罰がきた。漸く食事もできるようになったというのに胸焼けや胃痛に襲われたのだ。胃カメラ検査の結果、炎症が酷く潰瘍もあり逆流性食道炎も見受けられるとの診断をされた。胆嚢の胆汁の働きにも今後問題が発生する恐れありとのことで結局もう半年以上薬漬けである。

歯にも罰がきた。放置していた歯の歯茎が炎症し中に膿が溜まっていた。歯を根っこから切断し歯茎内の膿を除去し抗生物質の投薬と治療に2ヶ月かかり、その後差し歯になった。

自分の死というものを突き付けられると、「どうせもうすぐ死ぬんだから」という気持ちから、その後の希望が持てなくなってしまい「何もやる気が無くなっていった」。その結果、「中皮腫」との闘病だけでも辛いのに、「やるべき事をしなかった為の他の病気」の闘病もせざるを得なくなって、さらに辛い闘病になってしまった。その事から悟ったのは、「今やるべき事は、今やるべきである」、という事。そうすれば「中皮腫」の闘病に専念できて、5度目あるいはそれ以上の正月が迎えられるかもしれないという“仄かな希望”が持てる。

(中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会会員 橋本 貞章)

★事務局からのお知らせ



★年末年始休みのお知らせ

12月29日(木)～1月4日(水) 事務局休業日です。

労職研の活動



11月		12月	
2日	クレーンオペレーター蒲さんの 労災裁判傍聴	3日	中皮腫・アスベスト疾患患者 と家族の会山梨支部結成大会
5日	岐阜羽島住民アスベスト被害 会議	6日	東海在日外国人支援ネットワ ーク会議
9日	東海在日外国人支援ネットワ ーク会議	9日	名古屋労職研事務局会議
10日	名古屋労職研事務局会議	10日	東海在日外国人支援ネットワ ーク映画上映会
15日	岐阜羽島アスベスト記者会見	12日	第9回六番町駅アスベスト飛 散にかかる健康対策等検討会
16日	宇田川さんの学校アスベスト 裁判判決傍聴&記者会見	19日	名古屋入管交渉
18日	アスベストユニオン会議	21日 ～ 22日	全国一斉アスベスト被害ホッ トライン 2016
19日 ～ 20日	全国労働安全衛生センター連 絡会議第27回総会	22日	名古屋労職研事務局会議
28日	メンタルヘルス・ハラスメン ト対策局例会		
30日	岐阜羽島アスベスト国賠裁判 傍聴		



【労職研 会費・カンパ振込先】

郵便振替 口座番号 00860-5-96923

加入者 名古屋労災職業病研究会

発行 名古屋労災職業病研究会

発行者：森 亮太

名古屋市昭和区山手通 5-33-1 杉浦医院 4階

Tel./Fax.052-837-7420

e-mail: roushokuken@oregano.ocn.ne.jp

http://nagoya-rosai.com/